

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社グループは、NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、以下のとおり、独立社外取締役の意義や役割等を定義しております。現在、当社は、独立社外取締役を 5 名選任しており、独立社外取締役が取締役の過半数を占めます。また、当社の取締役会議長、指名、監査および報酬の三委員会の委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めています。

NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン

(取締役会および各委員会の体制)

第 9 条第 2 項

取締役会を構成するメンバーの過半数は、第 13 条第 1 項に定める独立社外取締役で構成されるものとします。

同ガイドライン

(独立社外取締役)

第 13 条 独立社外取締役とは、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準および指名委員会の定める独立性基準（参照 Annex 13-1: 「社外取締役独立性基準」）を充足する社外取締役をいいます。

2. 独立社外取締役は、一般の株主の皆様と利益相反の生じるおそれがない立場で、当社グループの経営の監督を担うことにより、取締役会および各委員会の意思決定内容およびそれに基づく職務執行内容の透明性を高めることが期待されます。
3. 独立社外取締役は、当社グループの経営状況等について、各執行役によるほか、取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受けます。
4. 独立社外取締役は、第22条に定める取締役会実効性評価のプロセスにおいて行われる場合を含め、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する事項等について、少なくとも年1回以上の頻度で、執行役および社内取締役の参加しない独立社外取締役のみで構成されるミーティングを開催し、とりわけ本ガイドラインの趣旨に則って適切に意思決定がなされているか、またはさらなる改善可能性のある領域があるかどうかという観点から、議論します。
5. 前項に定めるほか、独立社外取締役は、当社グループの重要な経営課題および特定の重要な案件について、適切と考える場合、独立社外取締役の間における意見の交換を主要な目的として適宜ミーティングを開催します。この場合、独立社外取締役の要請があれば、執行役は適切なサポートを行います。
6. 独立社外取締役の最長在任年数は、原則として6年とします。